



第2号様式（第4条関係）

異議の申入れに係る回答書

住 所 江戸川区平井2-4-13

氏 名 江戸川区民オンブズマン 代表幹事 深谷静雄 殿

江戸川区長 多田 正見



平成29年10月28日付でなされた異議の申入れについて、江戸川区公共調達監視委員会による答申書を添えて、次のとおり回答します。

1. 申入れの対象とされた契約件名又は措置

公立学校（葛西小学校・葛西中学校）の機械設備工事・公共調達について。

2. 異議のあった事項及びその根拠

（1）この案件での談合がなかつたどうか調べること。

（2）入札申請しながら、応札しなかつた理由を調査すること。

（3）今後、1者入札（応札）は、開札せずにやりなおすこと。

（4）今後、100%入札は競争がないことを前提としたものであるから、1者・100%入札であれば、開札せずに談合がないかどうか調査すること。

（5）予定価格は事後公表として、その場合は入札担当の職員は複数以上とし、任期が異なる者を組み合せること。

（6）工事発注は「最終報告」通り、分離発注し、ダブリエントリーも認めないと。

3. 回答内容

- (1) 江戸川区では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第10条に定める談合情報の公正取引委員会に対する通知及び情報について、その具体的取扱いを定めています。
- 談合に参加した当事者でなければ知り得ないと思われる情報が寄せられた場合は適切に対応していきます。
- (2) 入札の辞退については、辞退理由を記載した辞退届の提出を求めていきます。なお本入札においては、人員配置が難しくなった、見積り金額が予定価格を超過してしまう等の理由により辞退しています。
- (3) 今回は5者の入札参加申請がありましたが、有効な応札者は1者、3者辞退、1者書類不備による無効札でありました。書類不備の無効がなければ2者の応札となるため、無効札をなくすために注意点を十分説明する等の更なる対策に努めます。
- (4) 江戸川区公共調達監視委員会答申に基づき、100%等の高落札率に至った要因について分析検討していきます。
- (5) 予定価格をさぐるなどの不正行為を防ぐため、工事の入札案件については事前公表としています。今後については不調の発生率等を含め、総合的に判断していきます。
- (6) 給排水工事と空調工事を分離発注することよりも、機械設備工事としてまとめて発注することは、施工の効率性や経済性の面から区と受注者双方にとってメリットがあると考えていますが、江戸川区公共調達監視委員会答申に基づき、入札実績や各種調査結果を参考に江戸川区公共調達審査会に諮問していきます。